

【していじどうはつたつしえんじぎょう指定児童発達支援事業】

じゅうようじこうせつめいしよ  
『重要事項説明書』

じぎょうしょめい  
事業所名

でん  
伝

じぎょうしょしよざいち  
事業所所在地

おおさかふおおさかしじょうとうくしぎのひがしさんちようめにぼんにじゅうろくごう  
大阪府大阪市城東区鳴野東三丁目2番26号

さんかい  
3階

じぎょうしよばんごう  
サービスの種類

じどうはつたつしえんじぎょう  
児童発達支援事業

じぎょうしよばんごう  
事業所番号

2754420020

していじどうはったつしえんじぎょうしょ でん じゅうようじこうせつめいしょ  
**指定児童発達支援事業所「伝」重要事項説明書**

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や

提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して

説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	社会福祉法人 そうそうの杜
法人所在地	おおさかふおおさかしじょうとうくしぎの ひがしさんちょうめにぼんにじゅうろくごう 大阪府大阪市城東区鳴野 東 三丁目 2 番 2 6 号
電 話 番 号	06-6965-7171
代 表 者 氏 名	りじちょう あらかわ てるお 理事長 荒川 輝男
設 立 年 月	へいせい ねん がつ にち 平成13年10月25日

2. 事業所の概要

事業所の種類	じどうはったつしえん 児童発達支援
事業所の名称	でん 伝
事業所の所在地	おおさかふおおさかしじょうとうくしぎの ひがしさんちょうめにぼんにじゅうろくごう さんかい 大阪府大阪市城東区鳴野 東 三丁目 2 番 2 6 号 3階
連 絡 先	でんわ ふあつくす 電話：06-6955-8150 FAX：06-6167-2622
管 理 者 氏 名	ひぐち なおき 樋口 尚紀
児童発達支援 管理責任者	ひぐち なおき 樋口 尚紀
実施地域	じょうとうく 城東区
主たる対象者	しんたいしょうがいじ せいしんしょうがいじ ちてきしょうがいじ なんびょうかんじやとう 身体障害児、精神障害児、知的障害児、難病患者等
定 員	にん ほうかごとう ふく 10人 (放課後等デイサービスを含む)

していねんがつび 指 定 年 月 日	へいせい ねん がつ にち 平成24年4月1日
じぎょうしょばんごう 事 業 所 番 号	2754420020
じぎょうしょ おこな 事業所が行っている  ほかに 他のサービス	していほうかごとう じぎょう 指定放課後等デイサービス事業

### 3. 事業の目的及び運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	<p>         しゃかいふくしほうじん そうそうの じぎょうしゃ          社会福祉法人 そうそうの 柱 (以下、「事業者」という。) が設置する伝       </p> <p>         (以下、「事業所」という。) において実施する指定障害児通所支援の児童発達       </p> <p>         支援(以下、「指定児童発達支援」という。)の適正な運営を確保するために必要       </p> <p>         な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営       </p> <p>         かんり ほか しょうがいじおよ しょうがいじ ほごしゃ じどうふくしほう しょうわ ねんほうりつ          管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律       </p> <p>         第164号。以下、「法」という。) 第21条の5の5第1項に規定する支給決定を       </p> <p>         受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。)の意思       </p> <p>         およ じんかく そんなちよう しょうがいじおよ つうしょきゅうふけていほごしゃ たちば た てきせつ          及び人格を尊重し、障害児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な       </p> <p>         指定児童発達支援の提供を確保することを目的とします。       </p>
うんえいほうしん 運営方針	<p>         事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の       </p> <p>         状況並びにその置かれている環境に応じて、次の通り適切なサービスの       </p> <p>         提供に努めるものとする。       </p> <p>         ① 指定児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における       </p> <p>         基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することがで       </p> <p>         きるよう、事業所に置いて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。       </p> <p>         ② 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者       </p>

	<p>の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供するもの（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>③前二項の他、事業者は、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）」に定める内容の他関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を実施するものとする。</p>
--	--

#### 4. 営業時間とサービス提供時間

<p>営業日及び 営業時間</p>	<p>火曜日から土曜日までと、任意の祝日とする。</p> <p>午前9時から午後5時半</p>
<p>サービス提供日 及び サービス提供時間</p>	<p>火曜日から土曜日までと、任意の祝日とする。</p> <p>午前9時から午後5時半</p>

#### 5. 職員の体制

職種	業務内容
<p>常勤1名 管理者</p>	<p>常勤1名（児童発達支援管理責任者と兼務）</p> <p>管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p>

<p>じどうはつたつしえんかんり 児童発達支援管理 せきにしや 責任者</p>	<p>じようきん めい かんりしや けんむ 常勤1名（管理者と兼務）</p> <p>じどうはつたつしえんかんりせきにしや じどうはつたつしえんけいかく さくせい すく 児童発達支援管理責任者は、<b>児童発達支援計画</b>を作成し、少なく とも6ヶ月に1回以上見直しを<small>おこな</small>を行います。サービスを利用する しょうがいじ たい けいぞくてき かんり ひょうか おこな 障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、 しょうがいじおよ しょうがいじ ほごしやなら かぞく たい ないようなど 障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等につ いて説明を<small>おこな</small>を行います。</p>
<p>しどういん 指導員</p>	<p>しどういん めい じようきんしよくいん めい ひじようきんしよくいん めい 指導員3名（常勤職員2名、非常勤職員1名）</p> <p>じどうはつたつしえんけいかく もと しょうがいじおよ しょうがいじ ほごしや たい てきせつ <b>児童発達支援計画</b>に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切 に指導等<small>おこな</small>を行います。</p>
<p>ほいくし 保育士</p>	<p>めい じようきんしよくいん めい 3名（常勤職員2名）</p> <p>じどうはつたつしえんけいかくともと しょうがいじとう たい てきせつ しどうとう おこな 児童発達支援計画等に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。</p>
<p>かんごし 看護師</p>	<p>めい ひじようきんしよくいん めい 1名（非常勤職員1名）</p>
<p>うんでんしゆ 運転手</p>	<p>めい ぎょうむいたく めい 2名（業務委託2名）</p> <p>じぎょうしよ じどうしや しょう しょうがいじ じたくまた がっこう じぎょうしよ あいだ 事業所の自動車を使用して、障害児の自宅又は学校と事業所との間 の送迎<small>そうげい</small>のための自動車の運転<small>うんでん</small>を<small>おこな</small>行う。</p>

とうじぎょうしよ こうせいろうどうしやう さだ していきじゆん じゆんしゆ していしょうがいじつうしよしえん ていきやう  
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する

しよくいん じようき しょくしゆ しょういん はいち  
職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 設備の概要

<p>せつび しゅるい 設備の種類</p>	<p>しつすう 室数</p>	<p>びこう 備考</p>
<p>そう だん しつ 相談室</p>	<p>しつ 1室</p>	<p>つくえ きやく きやく 机1脚、イス2脚。</p>
<p>しどうくんれんしつ 指導訓練室</p>	<p>しつ 2室</p>	<p>たいそう あそ かんかくあそ とう おこな 体操、ボール遊び、感覚遊び等を行う。</p>

静 養 室	1室	マット、布団等
ト イ レ	2室	子ども用、オストメイト付き様式トイレ
台 い ど こ ろ 所	1室	食事の準備や軽食などを調理
し む 務 室	1室	事務全般を行う。

## 7. サービスの内容

(1) 児童発達支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

日常生活動作、トイレトレーニング等

(イ) 集団生活適応訓練

会話、パソコン操作等

(ウ) 創作的活動

絵画、工作等

(エ) 療育相談

医療、福祉、生活の相談等

(オ) 介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

(カ) 健康指導

健康チェック、健康相談

(3) 介護サービス

更衣、排泄等の身体介助

(4) その他

散歩、買い物、ドライブ、外出、法人の行事に参加する等

(5) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行う。

※全てのサービスは「**児童発達支援計画**」に基づいて行われます。「**児童発達支援計画**」は、

本事業所の**児童発達支援管理責任者**が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

## 8. 利用料金

(1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣

の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が

介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接

受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をし

ん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(3) 事業者は、上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定

保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理

受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4) 次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

(ア) 送迎サービスの提供に係る費用

4に規定する通常の事業の実施地域以外の地域

事業所から片道10キロメートル未満 1回（片道）につき200円

事業所から片道10キロメートル以上 1回（片道）につき500円

(イ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※(1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

(5) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、事業所に現金にてお支払いしていただくか、自動払込利用申込書に必要事項を記入し事業所へ提出していただきますと、毎月26日（休みの場合は翌日）に自動的に引き落とされます。

## 9. 利用者の記録及び管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

\*閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：30です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。



10. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>設備・器具の利用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>喫煙</p>	<p>全館禁煙です。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>宗教活動・政治活動、営利活動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

11. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

<p>虐待防止に関する責任者</p>	<p>管理者 樋口 尚紀</p>
--------------------	------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

12. 緊急時の対応

現に見童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとし

す。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) 障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先	氏名:	続柄:
	所在地:	
	電話番号:	

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	医療法人 池岡クリニック	診療科	内科
所在地	大阪府大阪市城東区関目 1-18-13		
代表者	池岡 清光	電話番号	06-6931-6605

1.3. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める危機管理マニュアルにより対応します。
平時の訓練	月初めに防災訓練を行う。
防火管理者	真頼 正施

1.4. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

## 15. 苦情・要望の受付について

### (1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

うけつけまどぐち 受付窓口	まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者	じどうほつたつしえんかんりせきにんしゃ 児童発達支援管理責任者	ひぐち なおき 樋口 尚紀
	くじょうかいけつせきにんしゃ 苦情解決責任者	りじちやう 理事長	あらかわてるお 荒川輝男
	うけつけじかん 受付時間	ごぜんじ ごごじ 午前9時から午後5時	
	でんわばんごう 電話番号	06-6965-7171	
	ふあつくすばんごう FAX番号	06-6167-2622	
たんとうしゃふざいばあいじぎょうしよじむしよ 担当者が不在の場合は事業所事務所までお申し出ください。			
だいさんしやいいん 第三者委員	林 和雄 (リン・ホーシュン)		
	ふあつくす Fax : 06-6605-6786		
	いーめーる E-mail : h-lin1951@y6.dion.ne.jp		

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

私たちに直接言えない場合や本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、下記の行政機関に苦情を申し立ててください。

じやうとうくやくしよ 城東区役所	しよざいち 所在地	おおさかしじやうとうくちゆうおう 大阪市城東区中央3-4-29
ほけんふくしせんたー 保健福祉センター	でんわばんごう 電話番号	06-6930-9857
またはお住まいの各区役所	ふあつくすばんごう FAX番号	06-6932-1295

おおさかふしやかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい (運営適正化委員会)	〒542-0012
	所 在 地 おおさかしちゅうおうくたにまち ちょうめ 大阪市中央区谷町7丁目4-15
	受 付 日 げつようび きんようび しゅくじつとう のぞ 月曜日～金曜日（祝日等は除く）
	受 付 時 間 ごぜんじ ごごじ 午前9時～午後4時
	電 話 番 号 06-6191-3130
ふ あ っ く す ばんごう F A X 番 号 06-6191-5660	

## 16. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

### (1) 損害保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

代理店：J I C ウェスト

尚、A I G保険に関しましては、契約の際に加入していただくようお願いします。

### (2) 損害保険の内容 賠償責任保険

## 17. 利用開始予定年月日

年 月 日 ( )

ねん がつ にち  
年 月 日

していじどうはったつしえん ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい おこな  
指定児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ない  
ました。

じ ぎょう しょ めい でん  
事業所名： 伝

か ん り し ゃ め い 名 ひぐち なおき  
管理者名： 樋口 尚紀

いん  
印

せつ めい し ゃ めい 名  
説明者名：

いん  
印

わたし ほんしよめん もと じぎょうし ゃ していじどうはったつしえん ていきょうおよ りよう じゅうようじこう  
私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の  
せつめい う  
説明を受けました。

つうしよきゆうふけていほ ごし ゃ じゅうしよ  
通所給付決定保護者住所：

つうしよきゆうふけていほ ごし ゃ し めい  
通所給付決定保護者氏名：

いん  
印

ぞく がら  
続 柄：

ねん がつ がつ いてい  
(令和 3年7月改訂)